

秋季全国火災予防運動

11月9日(月)～15日(日)

これから寒さとともに空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。尊い命と貴重な財産を火災から守るために、次の7つのポイントを見直しましょう。

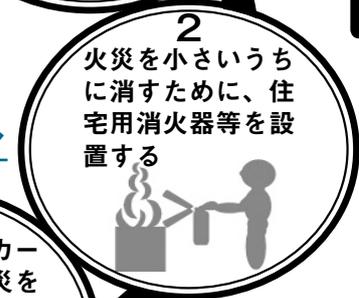
3つの習慣



4つの対策



住宅火災 いのちを守る 7つのポイント



●平成27年度
全国統一防火標語

「無防備な心に
火災がくれんぼ」

●問い合わせ
ひたちなか・東海広域
事務組合消防本部予防
課(☎271-0735)

事業所・個人事業主の方へ

給与支払報告書の提出準備を始めましょう！

1月1日から12月31日までの間に給与や賞与・賃金等を支払った方は、翌年の1月31日までに「給与支払報告書」を市町村に提出する義務があります。提出先は、従業員等が翌年1月1日に住んでいる市町村です(地方税法第317条の6)。給与支払報告書は、村・県民税や国民健康保険税等の計算および所得証明書を交付するための資料となりますので、必ず提出をお願いします。なお、以下に当てはまる場合でも提出が必要です。

- ▼年末調整をしていない(乙欄該当者を含む) ▼金額が小さい(所得税・住民税が発生しない場合も含む)
- ▼源泉徴収をしていない ▼家内労働者・事業専従者である ▼短期雇用のアルバイトである(干しいも生産時の手伝いや、学生アルバイト等も含む) ▼すでに退職している

●給与の支払いを受けた方へ

給与や賞与、賃金等の支払いを受けた方には、給与支払者から「源泉徴収票」が交付されます。源泉徴収票を受け取っていない場合は、給与支払者にお問い合わせください。

●問い合わせ

税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117～1119)

《年末調整説明会を開催します》

太田税務署では、村の事業所の給与事務担当者を対象として、平成27年分「年末調整の仕方及び給与支払報告書の作成等に関する説明会」を、ひたちなか市・那珂市と合同で開催します。

●期 日 11月18日(水)

●時 間 ①午前9時45分～正午 ②午後1時15

分～3時30分 ※①・②とも内容は同じですので、都合の良い方にご参加ください。

●場 所 ひたちなか市文化会館(ひたちなか市青葉町1-1)

●問い合わせ 太田税務署(☎0294-72-2171)

※事前申し込みは不要です。